

事務連絡
令和6年7月2日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」等の一部訂正について

下記の通知について、別紙1及び別紙2のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

記

- ・ 「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」（令和6年5月31日保医発0531第7号）（別紙1）
- ・ 「「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について」（令和6年5月31日保発0531第2号）（別紙2）

(別紙1)

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

(令和6年5月31日付け保医発0531第7号)

別添1

はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等

第1章～第5章 (略)

第6章 訪問施術料

1～8 (略)

9 特別地域加算は、~~「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)第四の四の三の三に規定する地域(以下「特別地域」という。)~~に居住する患者の患者に赴き、訪問施術料の支給要件を満たして施術を行った場合、特別地域加算として所定額を加算すること。

10～12 (略)

第7章 往療料

1～5 (略)

6 往療料を支給する療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて突発的に発生した往療を行った日及び当該往療を必要とした理由の記入を受ける他、「摘要」欄に~~当該往療を必要とした理由、~~連携した医師の氏名及び保険医療機関名等の記入を受ける取扱いとすること。

7 (略)

第8章～第10章 (略)

別添2

マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等

第1章～第4章 (略)

第5章 訪問施術料

1～9 (略)

10 ~~「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)第四の四の三の三に規定する地域(以下「特別地域」という。)~~に居住する患者の患家に赴き、訪問施術料の支給要件を満たして施術を行った場合、特別地域加算として所定額を加算すること。

11～13 (略)

~~1314~~ 訪問施術に要した交通費については、患家の負担とすること。

訪問施術時に要したバス、タクシー、鉄道、船等の交通費は、その実費とすること。自転車、スクーター等の場合は、土地の慣例、当事者間の合議によるべきであるが、通例は交通費に該当しないこと。

第6章 往療料

1～6 (略)

7 往療料を支給する療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて突発的に発生した往療を行った日及び当該往療を必要とした理由の記入を受ける他、「摘要」欄に、~~当該往療を必要とした理由、~~連携した医師の氏名及び保険医療機関名等の記入を受ける取扱いとすること。

8 (略)

第7章～第9章 (略)

療養費支給申請書 (年 月分) (あんま・マッサージ用)

機関コード

公費負担者番号										特記事項		1 社国	3 後高	2 本外	8 高外一	給付割合		
公費受給者番号												2 公費	4 退職	4 六外	0 高外7	8	9	10
区市町村番号											種類	04 マ						
受給者番号										保険者番号								

被保険者欄	○被保険者証等の記号番号		○発病又は負傷年月日		○傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過												
			年 月 日														
	療養を受けた者の氏名	(フリガナ)	続柄		○業務上・外、第三者行為の有無												
		男・女			(1. 業務上 2. 第三者行為 3. その他 ())												
		明・大・昭・平・令 年 月 日生		○施術した場所 (入居施設や住所の特例等、保険証住所と異なる場合に記載)													

施術内容欄	初療年月日		施術期間				実日数		請求区分																							
	() 年 月 日		自・令和 年 月 日～至・令和 年 月 日				日		新規・継続																							
	傷病名及び症状								転帰																							
									継続・治癒・中止・転医																							
	施術料	マッサージ (施術料)		同意部位	(軀幹)	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘要																						
				施術回数	回	回	回	回	回																							
		通所				円 ×		回 =		円																						
		訪問施術料 1				円 ×		回 =		円																						
		訪問施術料 2				円 ×		回 =		円																						
		訪問施術料 3 (3人～9人)				円 ×		回 =		円																						
		訪問施術料 3 (10人以上)				円 ×		回 =		円																						
		温電法 (加算)				円 ×		回 =		円																						
		温電法・電機光線器具 (加算)				円 ×		回 =		円																						
		変形徒手矯正術 (加算) ※温電法との併施は不可		同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)																								
			施術回数	回	回	回	回																									
特別地域 (加算)				円 ×		回 =		円																								
往療料				円 ×		回 =		円																								
施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)				円 ×		回 =		円																								
合計								円																								
一部負担金 (1割・2割・3割)								円																								
請求額								円																								
施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通所	訪問2②																															
往療	訪問3③																															

施術証明欄	○往療又は訪問の理由 (1. 徒歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより徒歩による外出困難 3. その他 ())															
	上記のとおり施術を行い、その費用を領収しました。															
	令和 年 月 日	施術所	所在地	名称	氏名	電話										

申請欄	上記の療養に要した費用に関して、療養費の支給を申請します。														
	令和 年 月 日	申請者 (被保険者)	住所	氏名	電話										

支払機関欄	支払区分	預金の種類	金融機関名	銀行	本店
	1. 振込	1. 普通		金庫	支店
	2. 銀行送金	2. 当座		農協	出張所
	3. 郵便局送金	3. 通知			
	4. 当地払				
	口座名義 カタカナで記入	口座番号			郵便局

同意記録	同意医師の氏名	住所	同意年月日	傷病名	要加療期間
			令和 年 月 日		

本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。			令和 年 月 日
申請者	住所	代理人	住所
(被保険者)	氏名	氏名	

※ この給付金の受領の代理人への委任は、受領委任の取扱規程 (平成30年6月12日保発0612第2号通知) に従い行われるものです。

※ 給付金に関する受領を代理人に委任する (申請者名義以外の口座に振込を希望される) 場合に署名してください。

※ ただし、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術管理者等が代理記入をし当該患者から押印を受けてください。